

様

市町村長

法定外公共物にかかる機能の有無について

下記の法定外公共物については機能を喪失しており、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく譲与の対象ではないことを証明いたします。

記

1. 財産の所在地

2. 添付書類

地図（公図の写しや位置図等）：1部

（注）地図には対象財産の起終点（起点△、終点▲）を明示する。